

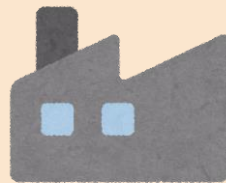
# 東川町産業振興支援事業(立地・増設・緑化)

## 立地支援

東川町内に事業場を有しない企業等が町内で新たに業を開始する際に、投資した額が3,000万円以上で従業員雇用が5人以上(うち地域雇用が20%以上)の場合  
※投資額が3,000万円未満のとき産業振興支援事業(起業化)補助金を利用できる場合があります。

## 増設支援

東川町内に事業場を有する企業等が事業場を増設する際に、投資した額が法人:3,000万円以上、個人1,000万円以上の場合  
※投資額が上記の金額に満たないとき店舗等リフォーム促進支援事業補助金を利用できる場合があります。



## 支援の内容

- 東川町税条例の規定にかかわらず、事業場取得後、事業開始により初めて固定資産税を賦課される年度から3年度分については固定資産税の税率を100分の0.7とし、その後2年度分については100分の1.05とする。ただし、不均一課税による1年度分の固定資産税額が1,000万円を超える場合は、本来の固定資産税額から1,000万円を控除した額を賦課するものとする。
- 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第13条に基づく計画認を受けた場合は、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について、東川町税条例の規定にかかわらず固定資産税を賦課される年度から3年度分については課税免除し、その後2年度分については、固定資産税の税率を100分の1.05とする。ただし、家屋のうち事務所部分並びに償却資産のうち機械及び装置等に対して課する固定資産税については、①の支援内容に準じるものとする。

## 補助金の交付内容について

### ★各種の届出について

東川町の生活に欠かせない地下水は自然がもたらす大切な資源です。その資源を守るべく、東川町ならではのお願いがあります。事業開始の際は事前にお問い合わせいただき、各種届出等ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。(下水道や建築申請等)

### ★商工会への加入について

商工会とは、地域の事業発展を目的に事業者への支援を行っている団体です。補助事業の窓口や経営相談、金融相談等の窓口としてもご利用いただけます。東川町商工会でも地域のイベントの企画やHUCをはじめ様々な独自の事業を展開していることから、町からも商工業や地域振興を図ることを目的に商工会への加入をお願いしております。

### ★景観条例について

「写真の町」東川町では写真映りの良い町を目指し町づくりを推進しております。東川町の優れた自然景観と生活から生まれた田畑や住宅などの美しい文化景観、この2つを守り育てていくという思いがあります。※お問い合わせ 都市建設課 建設室

### ★5年間の事業継続

この補助事業を活用された方には5年間の事業の継続と補助事業で取得又は増加した資産、設備の売却・譲渡・交換・担保にしないことをお願いしております。やむを得ず、上記の事象が発生する場合は事前にご相談ください。

## 支援までのながれ

- ①<事業者>必要書類を添えて事業計画書(別記様式第1号)を添えて提出  
↓ ※この時、既に産業振興支援事業(緑化)補助金を利用する見込みがあれば記載すること。
- ②<役場>内容を審査し事業計画を認定  
↓
- ③<事業者>工事着工、完了後に固定資産の評価を受ける  
↓
- ④<事業者>必要書類を添えて固定資産減額申請書(別記様式第5号)を提出  
↓
- ⑤5年間の固定資産税減免適用



### ★必要書類★

- <①事業計画書提出時>
- ・事業計画書(別記様式第1号)
  - ・定款及び登記簿謄本
  - ・最近2期の事業報告、貸借対照表及び損益計算書
  - ・事業場配置図
  - ・投資額が分かるもの(見積書、契約書等)
  - ・その他参考となるもの
- ※③以降については税務定住課よりご案内します。

## 産業振興支援事業(緑化)補助金

立地又は増設の支援を受け、かつ事業場を花木、芝等で植栽する場合、費用の3分の1以内(上限100万円)を助成します。  
※敷地造成工事は除きます。  
※立地又は増設の事業認定期間内に利用することができます。

！投資額が条件に満たないときその他の支援を受けられることがあります！

事前に産業振興課又は東川町商工会にご相談ください

## 補助金交付までのながれ

- ①<事業者>必要書類を添えて補助金申請書(別記様式6号)を提出  
↓
- ②<役場>内容を審査し、交付を決定  
↓
- ③<役場>事業を開始(植栽工事、芝生工事)  
↓
- ④<事業者>必要書類を添えて補助金実績報告書を提出  
↓
- ⑤<役場>現地及び書類を確認後補助金を確定、交付

### ★必要書類★

- <①補助金交付申請時>
- ・緑化補助金申請書(別記様式6号)
  - ・見積書又は契約書の写し(明細書含む)
  - ・図面
  - ・納税証明書

- <④補助金実績報告時>
- ・緑化補助金実績報告書
  - ・領収書の写し
  - ・工事前後の写真
  - ・補助金を受けとる通帳のコピー

### ★産業振興支援事業(起業化)補助金

東川町で新たに起業又は、新規分野の事業を行う際にかかった費用の一部を助成します。  
交付率:補助対象経費×1/3(上限100万円)

### ★店舗等リフォーム促進支援事業補助金

町内で開業後5年以上経過している事業者で、接客及び販売並びに事業を行う町内の建物を増築、改築・改修する際にかかった費用の一部を助成します。  
交付率:補助対象経費×2/3(上限100万円)

### ★店舗等リフォーム促進支援事業補助金

町内に事業場を持つ企業等で木彫看板を製作設置する際にかかった費用の一部を助成します。  
交付率:補助対象経費×3/4

